

児童厚生施設の任意利用を通して子どもの主体性を育む

—第二次世界大戦前の東京における「学童クラブ」実践を手掛かりとして—

○ 聖学院大学 田澤 薫 (2560)

キーワード3つ：児童福祉法・児童厚生施設・興望館セツルメント

1. 研究目的

学童クラブの場となる児童厚生施設(児童館等)は、遊びを提案し子どもが任意利用できる画期的な児童福祉施設として児童福祉法(1947年法律第164号)で新設された、今日、学齢児童が安全に放課後を過ごす居場所として注目されるが、安全管理が重視されることで小学生が主体的に利用できる場の保障という価値が揺らぐ。本報告では児童福祉施設の任意利用が学齢児童の主体性を育む鍵と着目し、制度設計のモデルとなり得た戦前の類例を検討する方法で、子どもの意思が保障される仕組みを示すことを目的とする。

児童福祉法成立時に厚生省児童局に保育課が新設され、児童厚生施設を所轄した。吉見静江保育課長の前職は、興望館セツルメント館長である。吉見は児童厚生施設をセツルメント型と説明し、興望館着任のためにアメリカで学んだセツルメントの児童クラブに言及するなど、業務遂行にあたり戦前の興望館での経験を踏まえた。吉見課長の児童厚生施設運営の方向性を知り、吉見の理念を理解するために興望館の学童クラブを明らかにしたい。

2. 研究の視点および方法

本報告では、児童福祉法成立後の吉見課長の言説を整理し、そこから得た児童の主体性を重んずる観点を基に、興望館セツルメント資料室に所蔵される一次資料から興望館の学童クラブの実践を明らかにし、興望館が影響を受けた同時代の近隣事例である大島隣保館「実践児童都市」を探る。第1に、児童福祉法成立時期に公刊された吉見の言説から、児童厚生施設の任意利用に関する特性を評価する観点を抽出する。特に、児童福祉が子どもの任意利用によって何をねらいとしたかを検討する。第2に、その観点を手掛かりとして興望館セツルメントで学童クラブ活動が活発に実践された1930年から1939年の活動記録・業務日誌等の一次資料と大島隣保館の「実践児童都市」に関する公刊された文献から得た情報を、比較しながら整理する。考察では、その整理から得られた知見を基に、子どもの任意利用と主体形成の関連性を検討する。

3. 倫理的配慮

本報告は「日本社会福祉学会研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン」を遵守している。本報告に関連して開示すべきCOI関係にある企業等はない。「興望館セツルメント資料室」所蔵資料については、閲覧、転記、使用(公表)の段階ごとに社会福祉法人 興望館の許可を得、そこから得られたデータは全て興望館と共有している。

4. 研究結果

興望館の学童クラブは、近隣施設と連絡があったことが確認できた。殊に東京府大島隣保館へは職員、児童と職員で見学し、「実践児童都市」の手法を取り入れた跡が確認された。

児童館の成立時期の議論から：吉見は児童厚生施設について、「従来我国に於てもセツルメントには児童のための働きがあって、少年少女クラブ、児童読書室、児童遊園等が開かれていた」と述べ、「子供達は思い思いの好みによって」活動を選ぶことを特性と指摘する。「子供の側がただお客様で観衆になっているだけでなく」、「各々自分の意見を述べ、又人の意見をも用いて互いに協力して」参画することが子どもを育て、「子供が家庭でも、学校でも与えられないものを見出す」環境が肝要と述べた。（以上、吉見「保育所と児童厚生施設」山高しげり編『こどものしあわせー児童福祉法はどんな法律か』1948年、清水書房）また、アメリカ留学で「嘗て筆者がここに幾日か生活を共にした当時」の例として、「子供達は各自の好みに応じて、演劇、歌、絵、裁縫、料理、織物等のグループに入り、…（中略：田澤）指導者を得て遊ぶことが出来る」方法を説明している。（吉見「アメリカの社会事業」『アメリカ研究叢書 社会』1947年、産業図書）

興望館セツルメント学童クラブと大島隣保館「実践児童都市」から：

○興望館（1919年設置）～は1930年に学童クラブを開設した。当初は学生ボランティア等が担い、1931年には「子供新聞」（日曜学校で配付）を刊行し、「子供銀行」「九銭旅行」に子どもの主体的な参加を得た。1937年から務めた職員は、大島隣保館を訪問して学び、「児童実践都市」の手法を興望館に取り入れようと努めたが不調であった。（興望館セツルメント資料室所蔵資料より「業務日誌」「子供新聞」等）

○大島隣保館（下竹房敬館長）は児童共同消費組合を含む「実践児童都市」が機能した。「全く顧らるゝことなく」「瞬間的な生活をして居る」地域の子どもの1口20銭で組合員を募り、児童自治で「学用品類菓子類、玩具類等」を廉売し、「この仕事が児童の自治実践教育として非常な価値あること」（下竹房敬「児童消費組合論」社会福利14-8、1930）の実感を得た。利用児童は「何が正しいか、知ったならば行なう子供」の標語を心に留めているという。（「大島隣保館」『東京都福祉事業協会七十五年史』東京都福祉事業協会 1996）

5. 考察

「遊び」という子ども特有の手法を以て、生活の当事者である子どもの興味関心に訴える活動を専門職が仕掛け、それに子ども自身が魅かれて取組むことが戦前の学童クラブにも児童厚生施設の学童クラブにも共通し、そこに子どもの主体性が育まれる。ノウハウとして優れた方法論であっても、当事者である子どもから出た活動でない場合、子どもの支持は得られないことも示された。

謝辞：本報告は、2024年度科学研究費（基盤研究（C）、研究課題/領域番号 24K05841）

「児童館に関する史的研究ー子どもの任意利用と主体形成に関する理論と方法ー」の助成を受けた研究の成果の一部である。「興望館セツルメント資料室」所蔵資料閲覧には、社会福祉法人 興望館(野原健治理事長)に大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げます。